

●香川県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年1月18日から同年2月8日まで一般の縦覧に供する。

令和4年1月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路 線 名 橋大角坂手港線（248号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡小豆島町坂手乙2番 25地先から 小豆郡小豆島町坂手乙2番 83地先まで	6.6~13.2	56	平成31年香川県告示第63号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和4年1月18日